平成２６年（フ）第２８号
愛知県西尾市吉良町上横須賀上町東47番地マルタガーデンＮｏｒｔｈ67号室、前住所愛知県高浜市論地町３丁目２番地41　コーポイーストＢ棟207
債務者　谷口　正幸（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
愛知県西尾市上矢田町庄衛山４番地１　レガートＭ103号室、前住所愛知県西尾市平坂町北新町50番地１
債務者　鈴木　嘉久
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
愛知県西尾市平坂町胡麻成25番地
債務者　鈴木　正子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８１６号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番139―508号
債務者　木村　七恵（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１１号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目３番１―406号
債務者　宮崎　麻央
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８５号
大阪府東大阪市友井２丁目20番10号
債務者　上田　京子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４３０号
大阪市浪速区浪速西３丁目８番３―705号
債務者　川口　竜之
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４３８号
大阪府枚方市交北３丁目１番４―310号
債務者　髙田　香織
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４３号
大阪府吹田市青葉丘南８番Ｐ―408号
債務者　菊谷　高史
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１８号
大阪市住吉区我孫子５丁目３番７号　コーポ雅Ⅱ403号
債務者　柳　太々志
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６３号
大阪府八尾市大字大窪458番地の３
債務者　窪田　哲也
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６７号
大阪市都島区高倉町１丁目14番15号　佐伯第一コーポラス２Ｂ号、旧住所大阪市都島区高倉町１丁目11番３号　クオーレＶＥＧＡⅡ501号
債務者　細井あけみ（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５１号
大阪府摂津市鶴野２丁目８番５―403号
債務者　岩本　和照
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７４号
大阪市都島区中野町２丁目13番20号シャンボール中野407号
債務者　根岸　淨訾
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３９号
大阪府豊中市服部南町２丁目７番19号
債務者　塚川　福儀
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９４７号
大阪府東大阪市花園東町２丁目10番31号　ハイツヒトヨシ105号
債務者　植村　和子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２００３号
大阪市旭区新森６丁目４番15―601号
債務者　谷内田裕貴
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部